越監告示第 8 号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を 執行したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

令和4年2月22日

越前市監査委員 塚崎 正 巳

同 田中希世子

同 川崎悟司

記

- 1 実施基準 越前市監査基準に基づき実施
- 2 監査の種類 財政援助団体等監査
- 3 監査対象 ①監査執行団体

自治振興会 (補助)

おおむし地区振興会
坂口地区うららの町づくり振興会
・味真野自治振興会
・花筺自治振興会
・ 国高地区自治振興会
・ 吉野地区自治振興会
1 1月25日
1 1月30日
1 2月 2目
1 2月 3日

②対象期間

令和元年度及び令和2年度中の財政的援助を与えた事務事業

4 監査の着眼点

令和元年度及び令和2年度中に本市が交付した補助金等に係る出納その他の事務及び事業に関係する所管課の事務が、関係法令等にのっとり適正かつ効率的に行われているかという観点から監査を実施した。

5 監査の実施内容

監査対象の団体に対し関係書類の提出を求め、監査資料に基づく着眼点に従っ

て関係書類を審査するとともに、関係職員から事情聴取並びに実査により監査を 実施した。

6 監査の結果

今回監査を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。なお、監査執行の際見受けられた留意すべき軽微な事務処理上の事項については、口頭にて指導し改善を促した。